

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成29年5月2日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田淵 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【事務連絡者氏名】	渡邊 豊彦
【電話番号】	03-5259-7401
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり） C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成28年11月9日から平成29年11月7日まで） 1,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で半期報告書を提出しましたので、平成28年11月8日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年2月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報等を更新するため、また、その他の情報について訂正を行なうため本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に更新・訂正いたします。下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、有価証券届出書提出日現在、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（略）

<訂正後>

申込手数料は、有価証券届出書提出日現在、購入価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

<訂正前>

イ．資本金の額（平成28年9月末日現在）

資本金 280百万円

発行済株式の総数 8,705株

（略）

ハ．大株主の状況（平成28年9月末日現在）

（略）

<訂正後>

イ．資本金の額（平成29年3月末日現在）

資本金 280百万円

発行済株式の総数 8,705株

（略）

ハ．大株主の状況（平成29年3月末日現在）

（略）

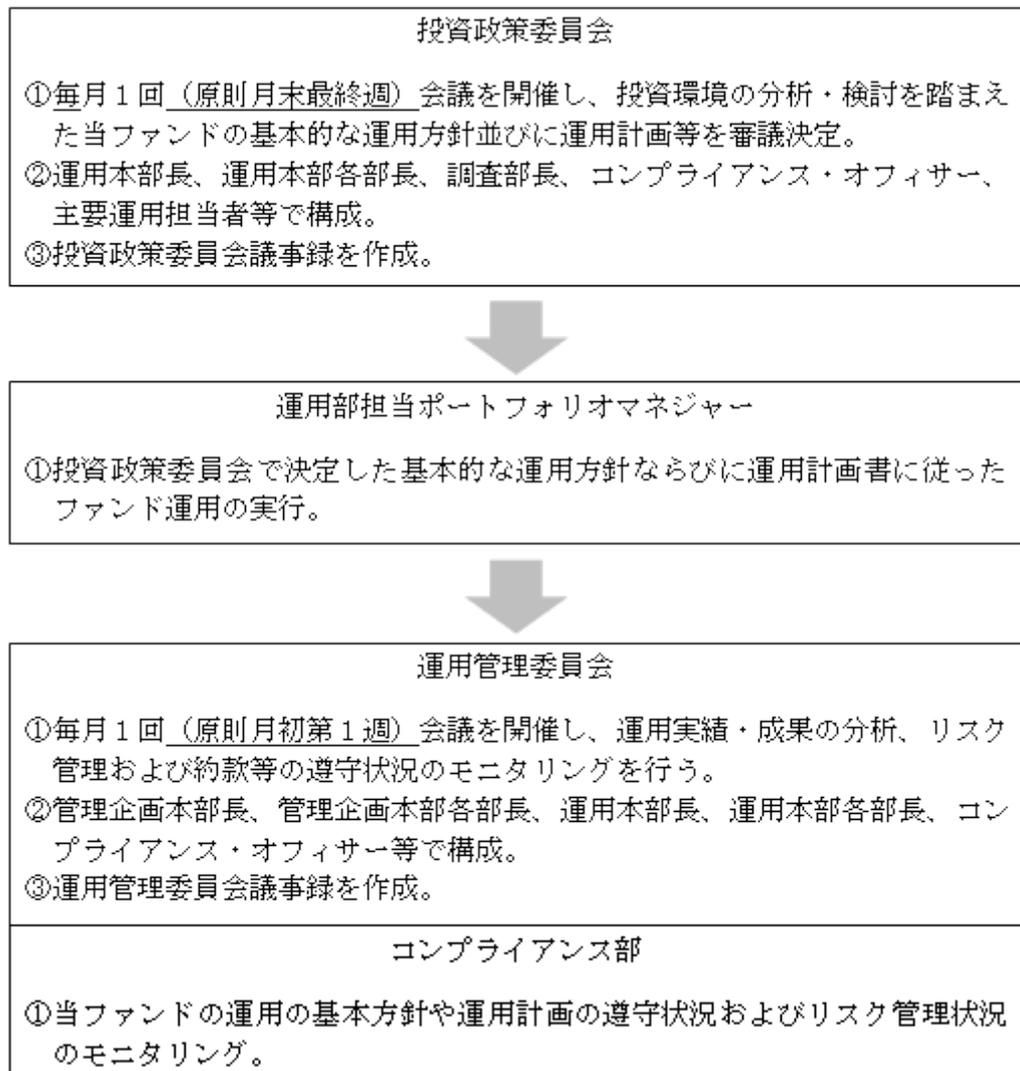
2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

運用体制

(略)



内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用をサポートすべく、管理企画本部による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用実績・成果やリスク管理および約款等の遵守については、運用管理部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、運用担当者服務規程等）を設けております。

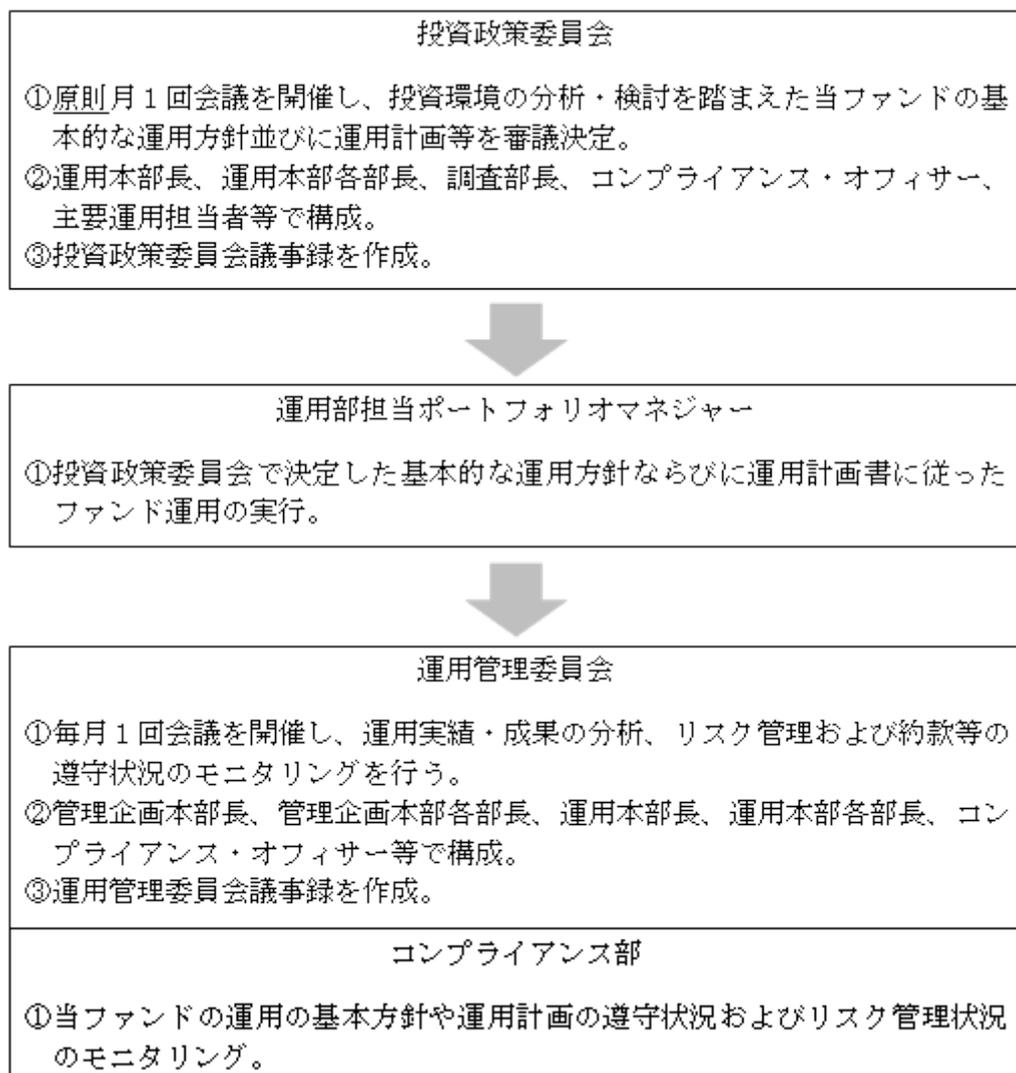
(略)

(注) 運用体制は平成28年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

運用体制

(略)



内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用をサポートすべく、管理企画本部による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用実績・成果やリスク管理および約款等の遵守については、プロダクト・マネジメント部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、運用担当者服務規程等）を設けております。

(略)

(注) 運用体制は平成29年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

(3) リスク管理体制

<訂正前>

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

リスク管理体制について



担当部署等の概要

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は平成28年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2011年10月～2016年9月)

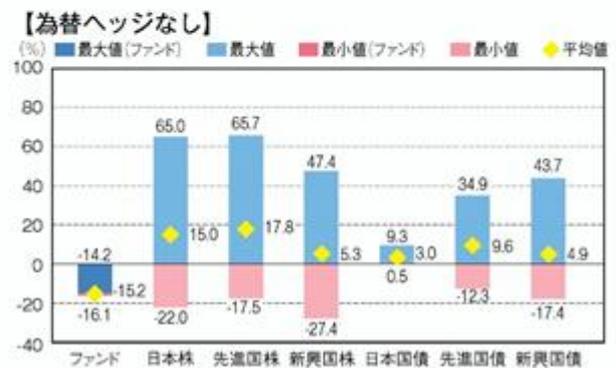


* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* データは設定月末より掲載しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2011年10月～2016年9月)



ファンド: 2016年8月～2016年9月

代表的な資産クラス: 2011年10月～2016年9月

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直近前月末から選り出して算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)

JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

なお、JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

<訂正後>

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

リスク管理体制について



担当部署等の概要

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は平成29年3月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2012年4月～2017年3月)

【為替ヘッジあり】



【為替ヘッジなし】



* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* データは設定月末より掲載しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年4月～2017年3月)

【為替ヘッジあり】



【為替ヘッジなし】



ファンド： 2016年8月～2017年3月

代表的な資産クラス： 2012年4月～2017年3月

* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 騰落率は直近前月末から選んで算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド指数(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。

なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド指数(円ベース)

JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイド指数(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

なお、JPモルガンEMBIグローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（略）

<訂正後>

申込手数料は、購入価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

(1)【投資状況】

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジあり)」

(平成29年3月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	115,157,709	89.16
内 日本	115,157,709	89.16
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	14,001,096	10.84
純資産総額	129,158,805	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

(平成29年3月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	91,739,960	71.03
内 日本	91,739,960	71.03

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジなし)」

(平成29年3月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	41,373,363	90.64
内 日本	41,373,363	90.64
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,270,745	9.36
純資産総額	45,644,108	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」

(平成29年3月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	75,272,085	23.71
内 フランス	75,272,085	23.71
優先出資証券	181,895,974	57.30
内 アメリカ	129,594,395	40.82
内 イギリス	24,394,934	7.68
内 ジャージー	15,625,318	4.92
内 ケイマン諸島	12,281,327	3.87
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	60,279,855	18.99
純資産総額	317,447,914	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジあり)」

投資有価証券明細

(平成29年3月31日現在)

銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1 世界金融機関 ハイブリッドマザー ファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	123,018,598	0.8464 104,131,670	0.9361 115,157,709	89.16%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(平成29年3月31日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	89.16
	小計	89.16
合計(対純資産総額比)		89.16

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジなし)」

投資有価証券明細

(平成29年3月31日現在)

銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1 世界金融機関 ハイブリッドマザー ファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	44,197,589	0.8461 37,395,585	0.9361 41,373,363	90.64%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(平成29年3月31日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	90.64
	小計	90.64
合 計 (対純資産総額比)		90.64

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(参考)「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」

投資有価証券明細

(平成29年3月31日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	AXASA 6.463 12/29/49	アメリカ・ドル フランス	社債券	251,000	103.22 259,101	100.93 253,354	6.463 -	8.95%
2	JPM 7.9 04/29/49	アメリカ・ドル アメリカ	優先出資証券	220,000	103.92 228,640	103.50 227,700	7.900 -	8.05%
3	BNP PARIBAS 7.195 06/29/49	アメリカ・ドル フランス	社債券	200,000	109.37 218,750	110.62 221,250	7.195 -	7.82%
4	Barclays Bank 4.75	ユーロ イギリス	優先出資証券	210,000	96.13 201,891	96.97 203,648	4.750 -	7.68%
5	DB 8 05/29/49	ユーロ アメリカ	優先出資証券	150,000	105.75 158,625	105.86 158,796	8.000 -	5.99%
6	WFC 7.98 03/29/49	アメリカ・ドル アメリカ	優先出資証券	149,000	106.71 159,000	104.40 155,563	7.980 -	5.50%
7	C 5.95 12/29/49	アメリカ・ドル アメリカ	優先出資証券	150,000	103.25 154,875	103.52 155,288	5.950 -	5.49%
8	BAC 8.000 07/29/49	アメリカ・ドル アメリカ	優先出資証券	148,000	101.75 150,590	102.54 151,767	8.000 -	5.36%
9	C 6.3 12/29/49	アメリカ・ドル アメリカ	優先出資証券	140,000	103.17 144,443	104.50 146,300	6.300 -	5.17%
10	HSBC 10.176 12/29/2049	アメリカ・ドル ジャージー	優先出資証券	91,000	153.65 139,822	153.05 139,276	10.176 -	4.92%
11	ACAFF 8.375 10/29/49	アメリカ・ドル フランス	社債券	120,000	113.00 135,600	111.62 133,950	8.375 -	4.73%
12	SUMIBK 9.5 07/29/49	アメリカ・ドル ケイマン諸島	優先出資証券	100,000	113.25 113,250	109.46 109,469	9.500 -	3.87%
13	BAC 8.125 12/29/49	アメリカ・ドル アメリカ	優先出資証券	94,000	104.50 98,230	104.25 97,995	8.125 -	3.46%
14	ACAFF 7.875 10/29/49	ユーロ フランス	社債券	50,000	118.00 59,000	116.84 58,422	7.875 -	2.20%
15	MS 5.45 07/29/49	アメリカ・ドル アメリカ	優先出資証券	50,000	102.20 51,100	101.93 50,968	5.450 -	1.80%

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(平成29年3月31日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
社債券	外国	23.71

優先出資証券	外国	57.30
	小計	81.01
合 計(対純資産総額比)		81.01

【投資不動産物件】

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）」
該当事項はありません。

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）」
該当事項はありません。

（参考）「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）」

（平成29年3月31日現在）

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	ユーロ売 / 円買 2017年4月	売建	36,000	4,115,624	4,312,800	3.34%
		ユーロ売 / 円買 2017年6月	売建	50,000	6,044,375	5,992,500	4.64%
		アメリカ・ドル売 / 円買 2017年5月	売建	85,000	9,187,565	9,520,000	7.37%
		ユーロ売 / 円買 2017年10月	売建	88,000	10,549,800	10,552,960	8.17%
		アメリカ・ドル売 / 円買 2017年4月	売建	104,000	10,684,010	11,662,560	9.03%
		アメリカ・ドル売 / 円買 2017年6月	売建	116,000	13,520,844	12,973,440	10.04%
		アメリカ・ドル売 / 円買 2017年10月	売建	330,000	36,461,040	36,725,700	28.43%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）」
該当事項はありません。

（参考）「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）」

平成29年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末日 (平成28年8月8日)	139,560,883	139,560,883	0.9837	0.9837
第2期中間計算期間末日 (平成29年2月8日)	128,658,857	-	0.9742	-
平成28年 3月末日	124,820,032	-	0.9694	-
4月末日	136,150,333	-	0.9759	-
5月末日	142,208,469	-	0.9834	-
6月末日	137,697,722	-	0.9711	-
7月末日	139,597,207	-	0.9842	-
8月末日	140,707,298	-	0.9911	-
9月末日	139,425,895	-	0.9819	-
10月末日	139,207,935	-	0.9801	-
11月末日	137,772,980	-	0.9697	-
12月末日	128,578,554	-	0.9740	-
平成29年 1月末日	128,466,978	-	0.9729	-
2月末日	128,966,133	-	0.9773	-
3月末日	129,158,805	-	0.9786	-

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジなし)」

平成29年3月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末日 (平成28年8月8日)	80,743,198	80,743,198	0.8370	0.8370
第2期中間計算期間末日 (平成29年2月8日)	45,423,785	-	0.9065	-
平成28年 3月末日	91,897,605	-	0.9110	-
4月末日	90,135,209	-	0.8934	-
5月末日	96,347,133	-	0.9049	-
6月末日	80,300,309	-	0.8328	-
7月末日	82,391,496	-	0.8541	-
8月末日	82,296,974	-	0.8529	-
9月末日	70,157,577	-	0.8302	-
10月末日	61,232,802	-	0.8562	-
11月末日	55,074,181	-	0.8964	-
12月末日	46,511,514	-	0.9284	-
平成29年 1月末日	45,814,294	-	0.9143	-
2月末日	45,518,004	-	0.9092	-
3月末日	45,644,108	-	0.9112	-

【分配の推移】

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジあり)」

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
平成28年8月9日～平成29年2月8日	-

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジなし)」

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
平成28年8月9日～平成29年2月8日	-

【収益率の推移】

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジあり)」

	収益率(%)
第1計算期間	1.6
平成28年8月9日～平成29年2月8日	1.0

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。以下同じです。

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジなし)」

	収益率(%)
第1計算期間	16.3
平成28年8月9日～平成29年2月8日	8.3

(4)【設定及び解約の実績】

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジあり)」

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	153,958,439	12,090,836	141,867,603
平成28年8月9日～平成29年2月8日	326,219	10,123,507	132,070,315

(注)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。以下同じです。

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド(為替ヘッジなし)」

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1計算期間	119,687,402	23,222,480	96,464,922
平成28年8月9日～平成29年2月8日	97,916	46,454,338	50,108,500

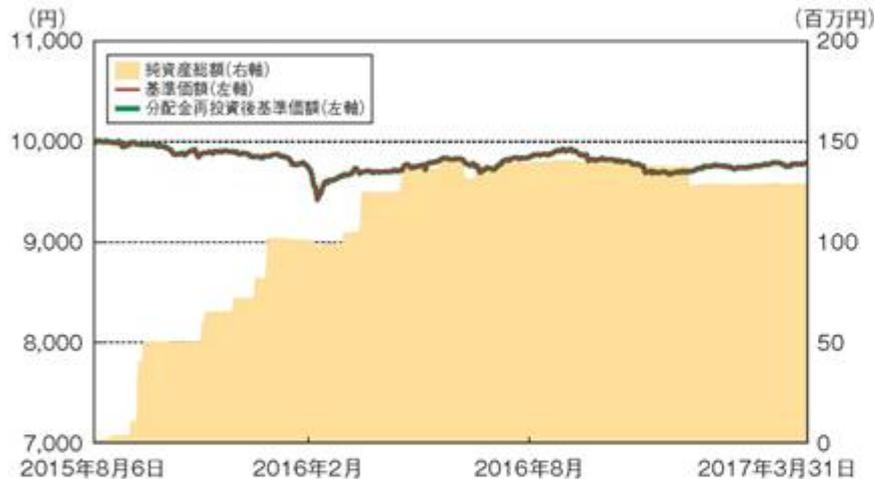
（参考情報）

■ 基準価額・純資産の推移

2015年8月6日(設定日)～2017年3月31日

基準日：2017年3月31日

【為替ヘッジあり】



基準価額	9,786円
純資産総額	129百万円

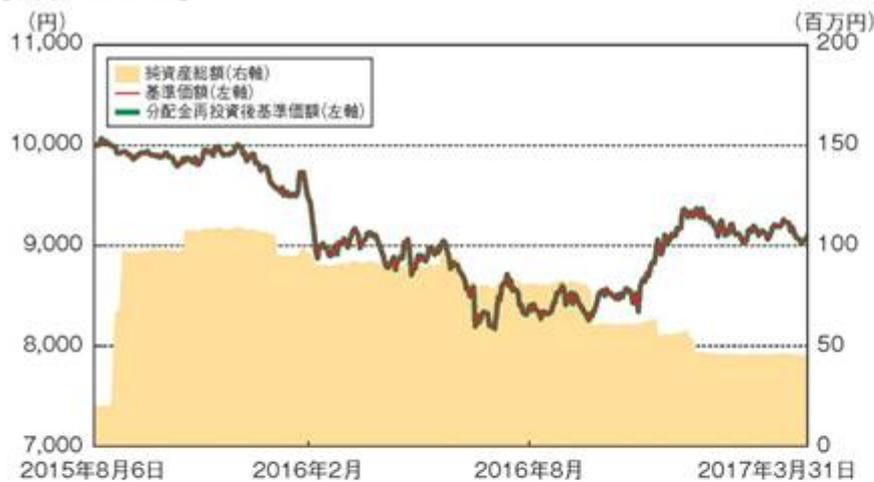
■ 分配金額の推移

決算日	分配金額
2016年8月8日	0円
設定来累計	0円

1万口あたり/税引き前

※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものとして計算しています。

【為替ヘッジなし】



基準価額	9,112円
純資産総額	46百万円

■ 分配金額の推移

決算日	分配金額
2016年8月8日	0円
設定来累計	0円

1万口あたり/税引き前

※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものとして計算しています。

■ 資産の状況(マザーファンド)

【特性】

修正デュレーション	4.2年
平均格付け	A
平均直接利回り	7.0%
平均最終利回り	6.0%

※修正デュレーション：金利が一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標。

※平均格付け：格付けランクを数値化し、組入比率で加重平均。

※平均直接利回り：時価から直接利回りを計算し、組入比率で加重平均。

※平均最終利回り：時価から初回コールまでの最終利回りを計算し、組入比率で加重平均。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

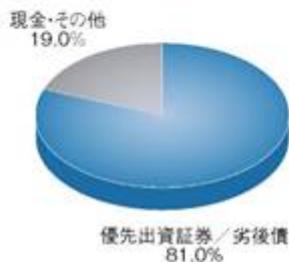
基準日：2017年3月31日

【組入上位10銘柄】

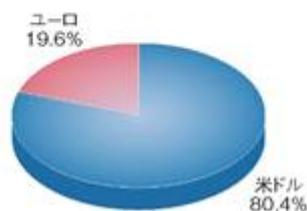
組入銘柄数：15銘柄

銘柄	種類	通貨	格付け	初回コール	投資比率
アクサ 6.463%	劣後債	米ドル	A	2018/12/14	9.0%
JPモルガン・チェース 7.900%	優先出資証券	米ドル	A ⁻	2018/04/30	8.1%
BNPパリバ 7.195%	劣後債	米ドル	A	2037/06/25	7.8%
パークレイズ 4.750%	優先出資証券	ユーロ	A	2020/03/15	7.7%
ドイツバンク 8.000%	優先出資証券	ユーロ	A ⁻	2018/05/15	6.0%
ウェルズ・ファーゴ 7.980%	優先出資証券	米ドル	A	2018/03/15	5.5%
シティグループ 5.950%	優先出資証券	米ドル	A	2025/05/15	5.5%
バンク・オブ・アメリカ 8.000%	優先出資証券	米ドル	A	2018/01/30	5.4%
シティグループ 6.300%	優先出資証券	米ドル	A	2024/05/15	5.2%
HSBC 10.176%	優先出資証券	米ドル	A	2030/06/30	4.9%

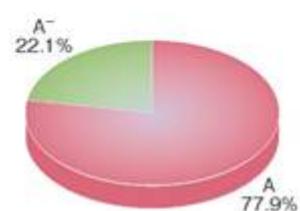
【資産構成】



【通貨構成】



【格付構成】



※資産構成比率は純資産総額に対する評価額の割合、通貨構成・格付構成の割合は、ポートフォリオのうち現金を除いた部分の割合を表示しております。
 ※格付は、S&P社及びFitch社の保証体格付けを採用しています。ただし、保証体格付けが無い場合は、発行体格付けを採用しています。
 ※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

■年間収益率の推移

【為替ヘッジあり】



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものととして計算しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。
 ※2015年:設定時(2015年8月6日)から年末までの収益率
 ※2017年:年初から3月末までの3ヵ月間の収益率

【為替ヘッジなし】



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものととして計算しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。
 ※2015年:設定時(2015年8月6日)から年末までの収益率
 ※2017年:年初から3月末までの3ヵ月間の収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

4【受益者の権利等】

反対受益者の受益権買取請求の不適用

<訂正前>

ファンドの信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または前記「1資産管理等の概要(5)その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

<訂正後>

ファンドの信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または前記「3資産管理等の概要(5)その他 信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に以下の内容を追加いたします。

C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成28年8月9日から平成29年2月8日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第2期中間計算期間末
(平成29年2月8日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	22,198,110
親投資信託受益証券	114,050,542
派生商品評価勘定	589,099
流動資産合計	136,837,751
資産合計	136,837,751
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	6,419,243
未払受託者報酬	37,092
未払委託者報酬	1,188,559
その他未払費用	534,000
流動負債合計	8,178,894
負債合計	8,178,894
純資産の部	
元本等	
元本	132,070,315
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	3,411,458
(分配準備積立金)	2,763,214
元本等合計	128,658,857
純資産合計	128,658,857
負債純資産合計	136,837,751

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第2期中間計算期間
(自 平成28年8月9日
至 平成29年2月8日)

営業収益	
受取利息	-
有価証券売買等損益	13,042,108
為替差損益	12,670,330
営業収益合計	371,778
営業費用	
支払利息	3,595
受託者報酬	37,092
委託者報酬	1,188,559
その他費用	534,000
営業費用合計	1,763,246
営業利益又は営業損失（ ）	1,391,468
経常利益又は経常損失（ ）	1,391,468
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,391,468
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額（ ）	128,909
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,306,720
剰余金増加額又は欠損金減少額	164,673
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	164,673
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,852
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	6,852
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,411,458

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成28年8月6日及びその翌日が休日のため、第1期計算期間末日は平成28年8月8日とし、当計算期間期首を8月9日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第2期中間計算期間 (平成29年2月8日現在)
1. 期首元本額	141,867,603円
期中追加設定元本額	326,219円
期中一部解約元本額	10,123,507円
2. 受益権の総数	132,070,315口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,411,458円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期中間計算期間 (自平成28年8月9日 至平成29年2月8日)
その他費用の内訳	主に、印刷費用372,000円であり ます。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期中間計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

種 類	第2期中間計算期間 (平成29年2月8日 現在)			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売 建	92,999,196	-	98,829,340	5,830,144
アメリカ・ドル	70,845,936	-	75,894,650	5,048,714
ユーロ	22,153,260	-	22,934,690	781,430
合計	92,999,196	-	98,829,340	5,830,144

(注)時価の算定方法

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該予約為替は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第2期中間計算期間 (平成29年2月8日現在)
1口当たり純資産額	0.9742円
(1万口当たり純資産額)	(9,742円)

（参考情報）

当ファンドは、「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

世界金融機関ハイブリッドマザーファンド

(1)貸借対照表

区分	平成29年2月8日現在
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	17,979,120
コール・ローン	32,704,977
社債券	88,016,236
優先出資証券	170,450,117
未収利息	2,956,280
前払費用	2,271,923
流動資産合計	314,378,653
資産合計	314,378,653
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	339,110,145
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	24,731,492
元本等合計	314,378,653
純資産合計	314,378,653
負債純資産合計	314,378,653

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券及び優先出資証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に対して、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成29年2月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	370,542,029円
同期中における追加設定元本額	96,368,504円
同期中における一部解約元本額	127,800,388円
同中間期末における元本の内訳 ファンド名	
C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド （為替ヘッジあり）（3ヶ月決算型）	167,281,095円
C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド （為替ヘッジなし）（3ヶ月決算型）	4,612,863円
C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド （為替ヘッジあり）	123,018,598円
C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド （為替ヘッジなし）	44,197,589円
計	339,110,145円
2. 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	339,110,145口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,731,492円であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年2月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」における「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成29年2月8日現在
本報告書における開示対象ファンドの中間期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	0.9271円
（1万口当たり純資産額）	（9,271円）

C A M世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成28年8月9日から平成29年2月8日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大による中間監査を受けております。

【CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第2期中間計算期間末
(平成29年2月8日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,544,579
親投資信託受益証券	40,975,584
流動資産合計	46,520,163
資産合計	46,520,163
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	16,988
未払委託者報酬	545,390
その他未払費用	534,000
流動負債合計	1,096,378
負債合計	1,096,378
純資産の部	
元本等	
元本	50,108,500
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,684,715
（分配準備積立金）	968,267
元本等合計	45,423,785
純資産合計	45,423,785
負債純資産合計	46,520,163

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第2期中間計算期間

(自 平成28年8月9日

至 平成29年2月8日)

営業収益	
受取利息	-
有価証券売買等損益	6,040,104
営業収益合計	6,040,104
営業費用	
支払利息	901
受託者報酬	16,988
委託者報酬	545,390
その他費用	534,000
営業費用合計	1,097,279
営業利益又は営業損失()	4,942,825
経常利益又は経常損失()	4,942,825
中間純利益又は中間純損失()	4,942,825
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の 分配額()	1,463,364
期首剰余金又は期首欠損金()	15,721,724
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,570,937
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	7,570,937
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,389
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	13,389
中間剰余金又は中間欠損金()	4,684,715

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 平成28年8月6日及びその翌日が休日のため、第1期計算期間末日は平成28年8月8日とし、当計算期首を8月9日としております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第2期中間計算期間 (平成29年2月8日現在)
1. 期首元本額	96,464,922円
期中追加設定元本額	97,916円
期中一部解約元本額	46,454,338円
2. 受益権の総数	50,108,500口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,684,715円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期中間計算期間 (自平成28年8月9日 至平成29年2月8日)
その他費用の内訳	印刷費用372,000円及び監査費用162,000円であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期中間計算期間
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第2期中間計算期間 （平成29年2月8日現在）
1口当たり純資産額	0.9065円
（1万口当たり純資産額）	（9,065円）

（参考情報）

当ファンドは、「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は、前記「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 純資産額計算書」を以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）」

（平成29年3月31日現在）

資産総額	135,456,544円
負債総額	6,297,739円
純資産総額(-)	129,158,805円
発行済数量	131,989,111口
1単位当たり純資産額(/)	0.9786円

「CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）」

（平成29年3月31日現在）

資産総額	45,804,052円
負債総額	159,944円
純資産総額(-)	45,644,108円
発行済数量	50,090,122口
1単位当たり純資産額(/)	0.9112円

（参考）「世界金融機関ハイブリッドマザーファンド」

（平成29年3月31日現在）

資産総額	317,447,914円
負債総額	0円
純資産総額(-)	317,447,914円
発行済数量	339,110,145口
1単位当たり純資産額(/)	0.9361円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新いたします。以下は、更新される内容のみ記載しております。

<更新後>

1【委託会社等の概況】（平成29年3月末日現在）

（1）資本金等

資本金の額

280百万円

会社が発行する株式総数

40,000株

発行済株式総数

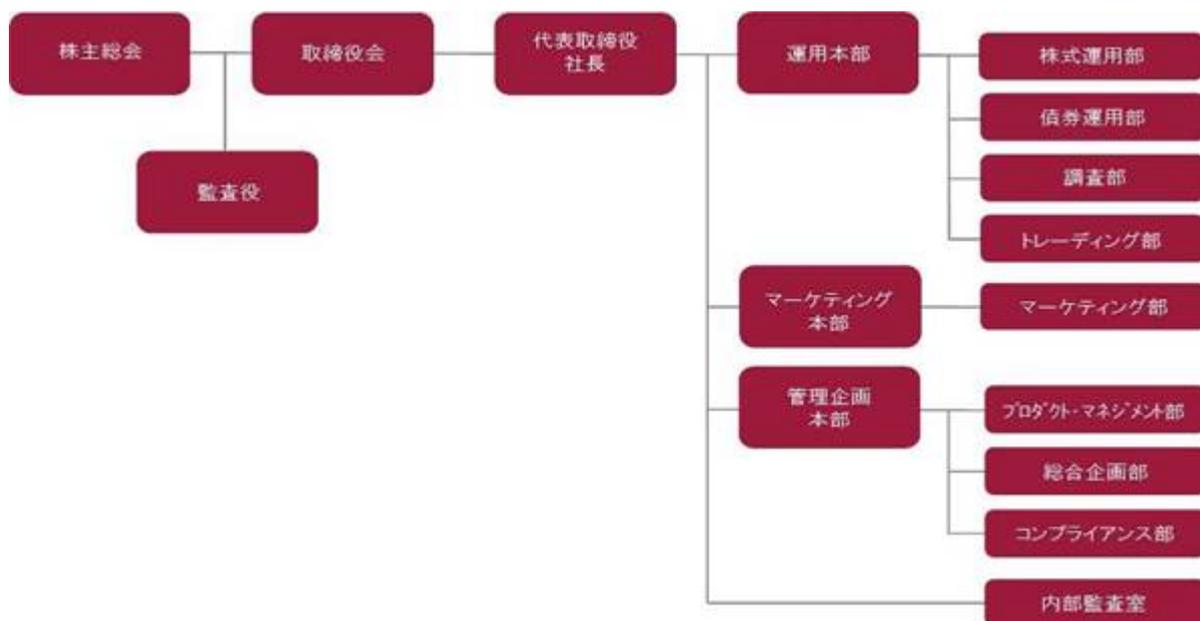
8,705株

過去5年間における資本金の増減

該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

会社の組織図



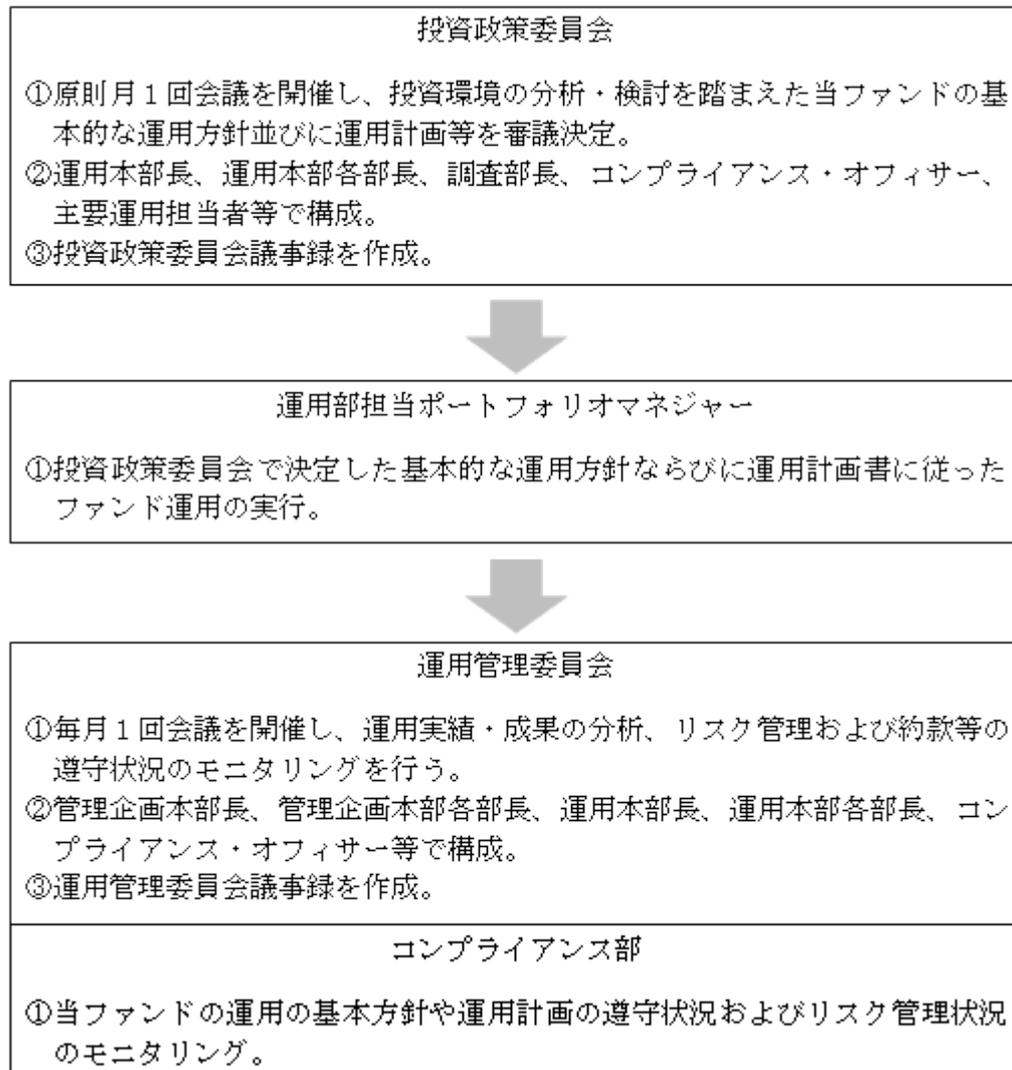
（注）上記組織は、平成29年3月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長、

専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、平成29年3月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成29年3月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	28本	18,392百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1		現金及び預金	22,360		36,056
2		未収委託者報酬	42,763		36,359
3		未収運用受託報酬	2,445		2,274
4		未収その他報酬	138		-
5		未収入金	-		5,109
6		立替金	7,823		8,892
7		前払費用	2,011		2,685
8		その他	502		501
		流動資産合計	78,045		91,879
固定資産					
1	1	有形固定資産	5,931		5,944
		(1) 建物	2,491	3,899	
		(2) 器具備品	3,440	2,044	
2		無形固定資産	19,540		12,961
		(1) 電話加入権	52	52	
		(2) ソフトウェア	7,452	12,908	
		(3) ソフトウェア仮勘定	12,035	-	
3		投資その他の資産	665,881		628,665
	2	(1) 投資有価証券	214,775	126,743	
		(2) 敷金	5,560	10,869	
	4	(3) 差押債権	445,545	491,052	
		固定資産合計	691,353		647,570
		資産合計	769,398		739,449
(負債の部)					
流動負債					
1		未払金	95,326		86,488
2		未払代行手数料	20,855		17,631
3	3	未払費用	65,523		69,597
4		未払法人税等	10,600		384
5		賞与引当金	7,500		5,500
6		未払消費税等	4,720		-
7		預り金	1,992		2,010
8		前受収益	-		431
		流動負債合計	206,518		182,042
固定負債					
1		繰延税金負債	4,128		-
2		預り敷金	-		3,300

区分	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日現在)		当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
固定負債合計			4,128		3,300
負債合計			210,647		185,342
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			280,000		280,000
2 資本剰余金			55,251		55,251
(1) 資本準備金		55,251		55,251	
3 利益剰余金			214,845		232,868
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		214,845		232,868	
株主資本合計			550,096		568,119
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			8,654		14,012
評価・換算差額等合計			8,654		14,012
純資産合計			558,750		554,107
負債及び純資産合計			769,398		739,449

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬			707,212		413,758
2 運用受託報酬			43,571		27,587
3 商品投資顧問料			725		132
4 その他営業収益			8,688		70
営業収益合計			760,197		441,549
営業費用					
1 支払手数料	1		266,451		196,067
2 広告宣伝費			-		157
3 調査費			23,851		25,928
4 委託計算費			18,788		20,598
5 営業雑経費			21,368		14,911
(1) 通信費		1,567		1,798	
(2) 協会費		1,991		1,842	
(3) 印刷費		17,809		11,271	
営業費用合計			330,460		257,663
一般管理費					
1 給料			100,310		112,552
(1) 役員報酬		30,240		42,865	
(2) 給料・手当		53,130		54,989	
(3) 賞与		7,690		6,460	
(4) 賞与引当金繰入額		7,500		5,500	
(5) 法定福利費		1,750		2,738	
2 旅費交通費			1,686		3,375
3 租税公課			5,720		3,072
4 不動産賃借料			12,471		15,538
5 減価償却費			8,068		7,186
6 業務委託費			104,642		13,660
7 その他一般管理費			36,904		13,815
一般管理費合計			269,803		169,202
営業利益			159,933		14,683
営業外収益					
1 投資有価証券利息			140		140
2 受取利息			7		2
3 受取配当金			20,133		5,677
4 不動産賃貸料収入	1		-		887
5 雑収入			2		3
営業外収益合計			20,283		6,711
営業外費用					

1 為替差損		281	395
2 雑損失		147	-
営業外費用合計		428	395

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
経常利益		179,788	20,999
特別利益			
1 投資有価証券売却益		11,236	6,249
2 投資有価証券償還益		1,431	-
3 設備負担金収入	1	-	1,277
特別利益合計		12,668	7,526
特別損失			
1 固定資産除却損	2	25	1,519
2 投資有価証券償還損		591	2,640
3 減損損失		859	-
特別損失合計		1,475	4,160
税引前当期純利益		190,980	24,365
法人税、住民税及び事業税		16,715	6,343
法人税等調整額		-	-
当期純利益		174,265	18,022

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	40,579	375,830	9,158
当期変動額					
当期純利益			174,265	174,265	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)				-	504
当期変動額合計	-	-	174,265	174,265	504
当期末残高	280,000	55,251	214,845	550,096	8,654

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評 価差額金
		資本準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	55,251	214,845	550,096	8,654
当期変動額					
当期純利益			18,022	18,022	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)				-	22,666
当期変動額合計	-	-	18,022	18,022	22,666
当期末残高	280,000	55,251	232,868	568,119	14,012

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>（１）有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 8年～15年 器具備品 4年～5年</p> <p>（２）無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
-------------------------	-------------------------

<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>1,058千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>10,725千円</td> </tr> </table> <p>2. 投資有価証券のうち、国債10,397千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。</p> <p>3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払費用</td> <td>64,171千円</td> </tr> </table> <p>4. 注記5.に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令（総額502,942千円）が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について差押債権として計上しております。なお、このほかに当事業年度末日後に支払期の到来する委託者報酬請求権57,397千円が、当該債権差押及び転付命令の対象となっております。</p> <p>5. 係争事件</p> <p>平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。</p> <p>当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。</p> <p>東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。</p> <p>当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。</p> <p>なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。</p>	建物	1,058千円	器具備品	10,725千円	未払費用	64,171千円	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>241千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5,353千円</td> </tr> </table> <p>2. 投資有価証券のうち、国債10,314千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。</p> <p>3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="0"> <tr> <td>未払費用</td> <td>64,171千円</td> </tr> </table> <p>4. 注記5.に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令（総額502,942千円）が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について差押債権として計上しております。なお、このほかに当事業年度末日後に支払期の到来する委託者報酬請求権1,698千円が、当該債権差押及び転付命令の対象となっております。</p> <p>5. 係争事件</p> <p>平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。</p> <p>当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。</p> <p>東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。</p> <p>当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年8月7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。</p> <p>なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。</p>	建物	241千円	器具備品	5,353千円	未払費用	64,171千円
建物	1,058千円												
器具備品	10,725千円												
未払費用	64,171千円												
建物	241千円												
器具備品	5,353千円												
未払費用	64,171千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれて おります。
支払手数料 174,378千円	支払手数料 99,832千円
	不動産賃貸料収入 887千円
	設備負担金収入 1,277千円
	2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
	器具備品 151千円
	ソフトウェア 1,367千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
合計	8,705	-	-	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	-	-	8,705
合計	8,705	-	-	8,705

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っていません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	22,360	22,360	-
(2) 未収委託者報酬	42,763	42,763	-
(3) 未収運用受託報酬	2,445	2,445	-
(4) 未収その他報酬	138	138	-
(5) 立替金	7,823	7,823	-
(6) 投資有価証券	214,775	214,775	-
(7) 敷金	5,560	5,205	355
資産計	295,867	295,511	355
(1) 未払金	13,319	13,319	-
(2) 未払代行手数料	20,855	20,855	-
(3) 未払費用	147,530	147,530	-
(4) 未払法人税等	10,600	10,600	-
(5) 未払消費税等	4,720	4,720	-
(6) 預り金	1,992	1,992	-
負債計	199,018	199,018	-

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	36,056	36,056	-
(2) 未収委託者報酬	36,359	36,359	-
(3) 未収運用受託報酬	2,274	2,274	-
(4) 未収入金	5,109	5,109	-
(5) 立替金	8,892	8,892	-
(6) 投資有価証券	126,743	126,743	-
(7) 敷金	10,869	7,309	3,559
資産計	226,304	222,745	3,559
(1) 未払金	86,488	86,488	-
(2) 未払代行手数料	17,631	17,631	-
(3) 未払費用	69,597	69,597	-
(4) 未払法人税等	384	384	-
(5) 預り金	2,010	2,010	-
(6) 預り敷金	3,300	2,210	1,089

負債計	179,411	178,321	1,089
-----	---------	---------	-------

(注1)金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収その他報酬、未収入金、立替金
短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

敷金、預り敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額 (単位:千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
差押債権	445,545	491,052
合計	445,545	491,052

差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,360	-	-	-
未収委託者報酬	42,763	-	-	-
未収運用受託報酬	2,445	-	-	-
未収その他報酬	138	-	-	-
立替金	7,823	-	-	-
投資有価証券 （その他有価証券）				
国債	-	10,000	-	-
合計	75,531	10,000	-	-

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	36,056	-	-	-
未収委託者報酬	36,359	-	-	-
未収運用受託報酬	2,274	-	-	-
未収入金	5,109	-	-	-
立替金	8,892	-	-	-
投資有価証券 （その他有価証券）				
国債	-	10,000	-	-
合計	88,692	10,000	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	10,397	10,089	308
	(3) その他	164,974	150,005	14,968
	小計	175,372	160,094	15,277
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	25,373	26,897	1,523
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	14,029	15,000	971
	小計	39,402	41,897	2,494

計	214,775	201,991	12,783
---	---------	---------	--------

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	10,314	10,089	225
	(3) その他	7,265	6,961	303
	小計	17,579	17,050	528
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	19,454	26,897	7,442
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	89,709	96,807	7,098
	小計	109,163	123,704	14,540
計		126,743	140,755	14,012

(注) 減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	96,767	11,236	-
計	96,767	11,236	-

当事業年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	62,089	6,249	-
計	62,089	6,249	-

（税効果会計関係）

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産 賞与引当金 2,479 未払事業税 1,202 その他 159 繰延税金資産小計 3,841 評価性引当額 3,841 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 投資有価証券評価差額金 4,128 繰延税金負債合計 4,128	繰延税金資産 賞与引当金 1,697 投資有価証券評価差額金 4,290 その他 51 繰延税金資産小計 6,039 評価性引当額 6,039 繰延税金資産合計 -
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 35.6% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.7 住民税均等割 0.2 評価性引当額の減少額 26.6 その他 2.1 税効果会計適用後の法人税等の負担率 8.8	法定実効税率 33.1% （調整） 交際費等永久に損金に算入されない項目 10.9 住民税均等割 1.2 評価性引当額の減少額 9.6 その他 9.6 税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.0
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この税率変更による影響は軽微であります。	-

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1．サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	473,276	投資運用業

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAMベトナムファンド	160,743	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	52,444	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・パートナーズ証券(株)	東京都中央区	1,000	金融商品取扱会社	(被所有)直接88.5	業務受託	証券代 hands 手数料の支払(注1)	174,378	未払代 hands 手数料	7,254
							業務委託費の支払(注2)	73,484	未払費用	64,171
							経営指導料の支払(注2)	30,000	-	-
							不動産賃借(注3)	12,443	敷金	5,560

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・パートナーズ証券(株)	東京都千代田区	1,000	金融商品取扱会社	(被所有)直接92.6	業務受託	証券代 hands 手数料の支払(注1)	99,832	未払代 hands 手数料	6,446
							業務委託費の支払(注2)	1,600	未払金 未払費用	432 64,171

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

(注2) 提供を受ける業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注3) 使用面積割合等に基き、価格等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ証券株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	64,187円35銭	63,653円91銭
1株当たり当期純利益	20,019円03銭	2,070円39銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

(単位：千円)

項目	前事業年度 平成27年3月31日	当事業年度 平成28年3月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	558,750	554,107
普通株式以外に帰属する純資産合計額	-	-
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	558,750	554,107

普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705	8,705
-------------------	-------	-------

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(単位:千円)

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	174,265	18,022
普通株式以外に帰属する純利益	-	-
普通株式に係る当期純利益	174,265	18,022
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	当中間会計期間 (平成28年9月30日)	
		金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1			28,975
2			34,773
3			57,630
4			10,473
5			2,863
6			3,186
7	4		2,338
流動資産合計			140,241
固定資産			
1	1		6,047
		3,787	
		2,259	
2			10,246
		52	
		10,193	
3			630,935
	2	121,623	
		10,755	
	3	492,489	
		6,067	
固定資産合計			647,229
資産合計			787,470

		当中間会計期間 (平成28年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1	未払金		89,917
2	未払代行手数料		16,962
3	未払費用		105,789
4	未払法人税等		6,515
5	賞与引当金		7,000
6	預り金		2,356
7	前受収益		229
流動負債合計			228,770
固定負債			
1	預り敷金		1,750
固定負債合計			1,750
負債合計			230,520
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金		280,000
2	資本剰余金		55,251
(1)	資本準備金	55,251	
3	利益剰余金		239,711
(1)	その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金	239,711	
株主資本合計			574,962
評価・換算差額等			
1	その他有価証券評価差額金		18,011
評価・換算差額等合計			18,011
純資産合計			556,950
負債及び純資産合計			787,470

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬			173,142
2 運用受託報酬			78,778
営業収益合計			251,920
営業費用			
1 支払手数料			122,138
2 広告宣伝費			293
3 調査費			9,757
4 委託計算費			9,535
5 営業雑経費			10,540
(1) 通信費		2,990	
(2) 協会費		872	
(3) 印刷費		6,677	
営業費用合計			152,264
一般管理費			
1 給料			65,662
(1) 役員報酬		18,600	
(2) 給料・手当		38,202	
(3) 賞与		480	
(4) 賞与引当金繰入額		7,000	
(5) 法定福利費		1,379	
2 旅費交通費			1,712
3 租税公課			2,697
4 不動産賃借料			7,258
5 減価償却費	1		3,239
6 業務委託費			6,492
7 その他一般管理費			6,105
一般管理費合計			93,167
営業利益			6,488

		当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業外収益			
1 受取利息			1
2 有価証券利息			70
3 不動産賃貸料収入			2,412
4 雑収入			31
営業外収益合計			2,515
営業外費用			
1 為替差損			892
営業外費用合計			892
経常利益			8,112
特別損失			
1 固定資産除却損			18
2 減損損失			486
特別損失合計			504
税引前中間純利益			7,607
法人税、住民税及び事業税			3,951
法人税等調整額			3,186
法人税等合計			764
中間純利益			6,842

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 5年～15年 器具備品 4年～5年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (平成28年 9月30日)	
1. 有形固定資産の減価却累計額は次の通りであります。	
建物	584千円
器具備品	5,910千円
2. 投資有価証券のうち、国債10,252千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。	
3. 注記5.係争事件に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について差押債権として計上しております。	
<p>なお、このほかに当中間会計期間末日後に支払期の到来する委託者報酬請求権260千円が、当該債権差押及び転付命令の対象となっております。</p>	
4. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	
5. 係争事件	
<p>平成25年 4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年 3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。</p> <p>当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年 8月 7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年 6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。</p> <p>東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年 3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消を求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中であります。第1審（東京地方裁判所）の判決に対し、平成24年 8月 7日付けの投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により、当社の正当性を訴えております。</p> <p>なお、上記契約解除日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。</p>	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1. 減価償却費の内容は次の通りであります。 有形固定資産減価償却費額 1,011千円 無形固定資産減価償却費額 2,227千円

（金融商品関係）

当中間会計期間(平成28年9月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	28,975	28,975	
(2) 未収委託者報酬	34,773	34,773	
(3) 未収運用受託報酬	57,630	57,630	
(4) 立替金	10,473	10,473	
(5) 投資有価証券	121,623	121,623	
(6) 敷金	10,755	10,755	
資産計	264,231	264,231	
(1) 未払金	89,917	89,917	
(2) 未払代行業手数料	16,962	16,962	
(3) 未払費用	105,789	105,789	
(4) 未払法人税等	6,515	6,515	
(5) 預り金	2,356	2,356	
(6) 預り敷金	1,750	1,750	
負債計	223,290	223,290	

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負債

(1)未払金、(2)未払代行手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)預り敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差押債権(中間貸借対照表計上額 492,489千円)及び長期預け金(中間貸借対照表計上額 6,067千円)については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあり得ます。

（有価証券関係）

当中間会計期間(平成28年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表価額	取得原価	差額
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式			
	(2) 債券	10,252	10,089	163
	(3) その他	12,409	11,961	447
	小計	22,662	22,050	611
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	21,710	26,897	5,186
	(2) 債券			
	(3) その他	77,250	90,687	13,436
	小計	98,960	117,584	18,623
合計		121,623	139,635	18,011

（注）減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
FCグローバルベトナムファンド	78,778	投資運用業

CAM ベトナムファンド	70,791	投資運用業
ベトナム成長株インカムファンド	31,330	投資運用業

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	63,980円52銭
1株当たり中間純利益	786円09銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	556,950
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	556,950
普通株式の中間会計期間末株式数(株)	8,705

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益(千円)	6,842
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益(千円)	6,842
普通株式の期中平均株式数(株)	8,705

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、およびにおいて同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社(以下、助言会社)による報酬支払履行の訴状(訴状日付け平成25年3月29日)が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。

東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消しを求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、当社の正当性を訴えて参りました。

しかしながら、東京高等裁判所は、平成29年2月9日付けで、第一審判決取消しの控訴を棄却するとの判決を言い渡しました。当社はこの判決を不服とし、平成24年8月7日付けの「投資顧問契約の解除」の有効性について平成29年3月6日に最高裁判所へ上告致しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成28年3月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成28年3月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
F P L 証券株式会社	95百万円	同上

平成28年3月末日現在

<訂正後>

受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成28年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成28年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	47,937百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
F P L 証券株式会社	95百万円	同上

平成28年9月末日現在

3【資本関係】

<訂正前>

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社の株式を8,248株保有しております。（平成28年9月末日現在、発行済株式総数に対する比率は、94.8%です。）

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

<訂正後>

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社の株式を8,248株保有しております。（平成29年3月末日現在、発行済株式総数に対する比率は、94.8%です。）

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6月24日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（貸借対照表関係）5. 係争事件に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社による報酬支払履行の訴状が東京地方裁判所より送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知したが、助言会社はこれを不服として、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は平成26年10月17日付けで、支払いを命じる判決を言い渡したが、会社はこの判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中である。会社は、第1審の判決に対し、投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により正当性を訴えている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[当期委託会社中間監査報告書へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月20日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタルアセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（中間貸借対照表関係）5．係争事件に記載されているとおり、平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社による報酬支払履行の訴状が東京地方裁判所より送達された。会社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知したが、助言会社はこれを不服として、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の支払いを要求してきたものである。東京地方裁判所は平成26年10月17日付けで、支払いを命じる判決を言い渡したが、会社はこの判決を不服とし、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、係争中である。会社は、第1審の判決に対し、投資顧問契約解除の有効性についての追加の主張及び証拠の補強等により正当性を訴えている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年4月5日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）の平成28年8月9日から平成29年2月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジあり）の平成29年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年8月9日から平成29年2月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成29年4月5日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員 公認会計士 宮村 和哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）の平成28年8月9日から平成29年2月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、CAM世界金融機関ハイブリッド・ファンド（為替ヘッジなし）の平成29年2月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年8月9日から平成29年2月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[当期委託会社監査報告書へ](#)